

都市再開発における墓地移転等に関するマニュアル

平成20年1月

国土交通省

目次

都市再開発における墓地移転等に関するマニュアルについて……………	1
1. 墓地埋葬法の概要について ……………	2
2. 墓地等の移転の手続き等 ……………	5
(1) 墓地等の移転に係る手続き	
墓地埋葬法における経営許可、改葬許可の規定	
地方公共団体の条例による経営許可の規定	
(2) 墓地等の設置等に係る基準	
3. 市街地再開発事業における墓地等の移転に係る流れ ……………	12
(1) 墓地等の移転に係る事業手法の考え方	
区域外の墓地等へ移転する場合	
区域内の墓地へ移転する場合	
施工区域内に墓地と寺院や管理所等がある場合	
施工区域内に墓地のみがある場合	
(2) 市街地再開発事業等における墓地等の移転・整備に係る流れ	
事業化検討段階	
準備組合段階	
再開発組合段階	

都市再開発における墓地移転等に関するマニュアルについて

- ・ 良好な都市空間の創造、災害リスクの低減等を通じて、「活力の源泉」である都市の競争力、成長力を強化し、都市再生を推進することは、依然、わが国における喫緊の課題であり、市街地再開発事業を通じてこれらを実現していくことは有効な手段の一つである。
- ・ 一方、市街地再開発事業の実施に当たって、事業区域内に墓地等が存する場合には、墓地等の移転が必要となる場合があるが、この際には、通常の市街地再開発事業の手続きに加え、墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓地埋葬法」)に基づく改葬許可等の手続きが必要となる。
- ・ 墓地の改葬の際、多数の墓地使用者との合意形成や無縁墳墓がある場合の対応等が必要となることから、墓地の円滑な移転・整備を図るためには、市街地再開発事業の初動期から、事業の各段階やスケジュールに応じ、墓地埋葬法上の手続きの準備等を行うことが必要となる。特に、墓地使用者は墓地の移転について感情的に受け入れ難い面もあるため、墓地移転の方法等について説明するなど、墓地使用者に対する丁寧な対応が求められる。
- ・ 土地区画整理事業は、既に墓地等の移転の事例があり、一定のノウハウが蓄積されているが、市街地再開発事業については、墓地移転の事例が極めて少なく、ノウハウや知識が蓄積されていない状況にある。
- ・ このため、実務者、事業者へ向け、市街地再開発事業を中心に土地区画整理事業との一体的施行など都市再開発における墓地移転等の手法等についてまとめた、「都市再開発における墓地移転等に関するマニュアル」(以下「マニュアル」)を策定することとした。

1. 墓地埋葬法の概要について

- ・ 市街地再開発事業の実施にあたって、墓地等の移転が必要となる場合は、市街地再開発事業の手続きに加え、墓地埋葬法に基づく手続きが必要となるため、以下に、墓地埋葬法の概要について整理する。

< 目的 >

墓地、火葬場等の管理及び埋葬等の行為が、国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする。

< 概要 >

(1) 埋葬等に関する原則

墓地以外の埋葬等の禁止(第4条)

- ・ 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に行ってはならず、火葬は、火葬場以外の施設で行ってはならない。

埋葬等の応諾義務(第13条)

- ・ 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、焼骨の埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 埋葬、火葬等の手続き

埋葬、火葬等の許可(第5条、第8条)

- ・ 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない(市町村長が、埋葬許可証、火葬許可証、改葬許可証を交付)。

許可証のない埋葬、火葬等の禁止(第14条)

- ・ 墓地の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証、改葬許可証を受理した後でなければ、埋葬、焼骨の埋蔵をさせてはならない(納骨堂、火葬場の管理者も同様)。

墓地等の管理者の報告義務(第17条)

- ・ 墓地、火葬場の管理者は、市町村長に対し、毎月、埋葬、火葬の状況を報告しなければならない。

市町村長の埋葬等の義務(第9条)

- ・ 死体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が行う。

(3) 墓地、火葬場等の許可等

墓地、納骨堂、火葬場の経営等の許可(第10条)

- ・ 墓地、納骨堂又は火葬場の経営をしようとする者は、都道府県知事(指定都市・中核市の場合はその長)(以下「都道府県知事等」)の許可を受けなければならない(墓地の区域変更等、墓地等の廃止も同様)。

墓地等の管理者からの報告徴収・改善命令等(第18条、第19条)

- ・ 都道府県知事等は、墓地等の管理者から報告徴収を行うことができる。また、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地等の改善、使用の全部又は一部の制限、禁止を命じることができる。

墓地等の許可の取消(第19条)

- ・ 都道府県知事等は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂又は火葬場の許可を取り消すことができる

<用語の定義と解説>

埋葬

死体を土中に葬ること(墓地埋葬法第2条第1項)、いわゆる「土葬」。

収蔵

焼骨を収める方法の中で、「埋蔵」以外のすべての方法を指す。例えば寺院等で預かるような場合も「収蔵」に該当するが、火葬した後に墳墓に埋蔵するまでの過程において一時的な措置として寺院等の一隅に安置することは、「収蔵」に該当しない場合がある。

埋蔵

一般的には、土地その他の物の中に外部からは容易に目撃できないような状態、人目に触れ得ない状態にする行為

火葬

死体を葬るため、これを焼くこと(墓地埋葬法第2条第2項)。一度埋葬した死体を焼くことも含まれる。

焼骨

死体を火葬し、その地方における風俗・慣習に従い、遺族等が骨揚げして骨つぼ等に収めたものをいう。その残余の骨、いわゆる残骨は、「焼骨」とはならない。

改葬

埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓若しくは納骨堂に移すことをいい(墓地埋葬法第2条第3項)、場所的な移動を伴う。埋葬した死体を火葬し、同一墳墓へ戻す行為等は、「改葬」には該当しない。また、焼骨の一部を他の墳墓等へ移すいわゆる「分骨」は、「改葬」には該当せず、独自の手続きが必要となる。

墳墓

死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設(墓地埋葬法第2条第4項)。

墓地

墳墓を設けるため、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域(墓地埋葬法第2条第5項)。自己所有の土地を使用し、自家用の墓地のみを設置した区域(いわゆる「個人墓地」)も、「墓地」として第10条の経営許可を必要とする。

墓地経営に必要な付帯施設、例えば、駐車場、管理事務所、休憩所等、墓地と同一の敷地にあり、管理上、社会通念上一体の施設とみられるものは、「墓地」の区域内に含まれる。

納骨堂

他人の委託を受けて焼骨を収蔵するため、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設(墓地埋葬法第2条第6項)。他人の委託を受けることが要件であるため、自己所有下の焼骨を自宅等に安置しておく場合には、当該自宅等は納骨堂に該当しない。

火葬場

火葬を行うため、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設(墓地埋葬法第2条第7項)。



〔墳墓〕



〔墓地〕



〔納骨堂〕

2. 墓地等の移転の手続き等

(1) 墓地等の移転に係る手続き

墓地埋葬法における経営許可、改葬許可の規定

- ・ 墓地の移転とは、墓地を新設し、焼骨等に移し、旧墓地を廃止するという手順が進められ、各段階で墓地埋葬法に基づき、経営許可、改葬許可、経営廃止許可が必要となる。
- ・ なお、既存の墓地へ焼骨等に移す場合には、墓地の新設のための経営許可は不必要となる。
- ・ また、移転すべき墓地の区域に無縁墳墓が存する場合には、別途「無縁墳墓の改葬手続き」が必要となる。

〔経営許可〕

- ・ 墓地、納骨堂等の経営(設置、管理、運営すること)の開始、変更又は廃止は、当該墓地等の経営主体(地方公共団体、宗教法人、公益法人等)が、都道府県知事の許可を得て行う。
- ・ 既に経営許可を取得し墓地等を経営している寺院等が、墓地を移転する場合でも、墓地経営を行う区域が異なるため、新たに経営許可が必要となる。
- ・ 市街地再開発事業などの都市計画事業や土地区画整理事業として施行する墓地の新設や廃止については、都市計画事業等の認可等をもって、上記の経営許可があったものとみなされる。

〔改葬許可〕

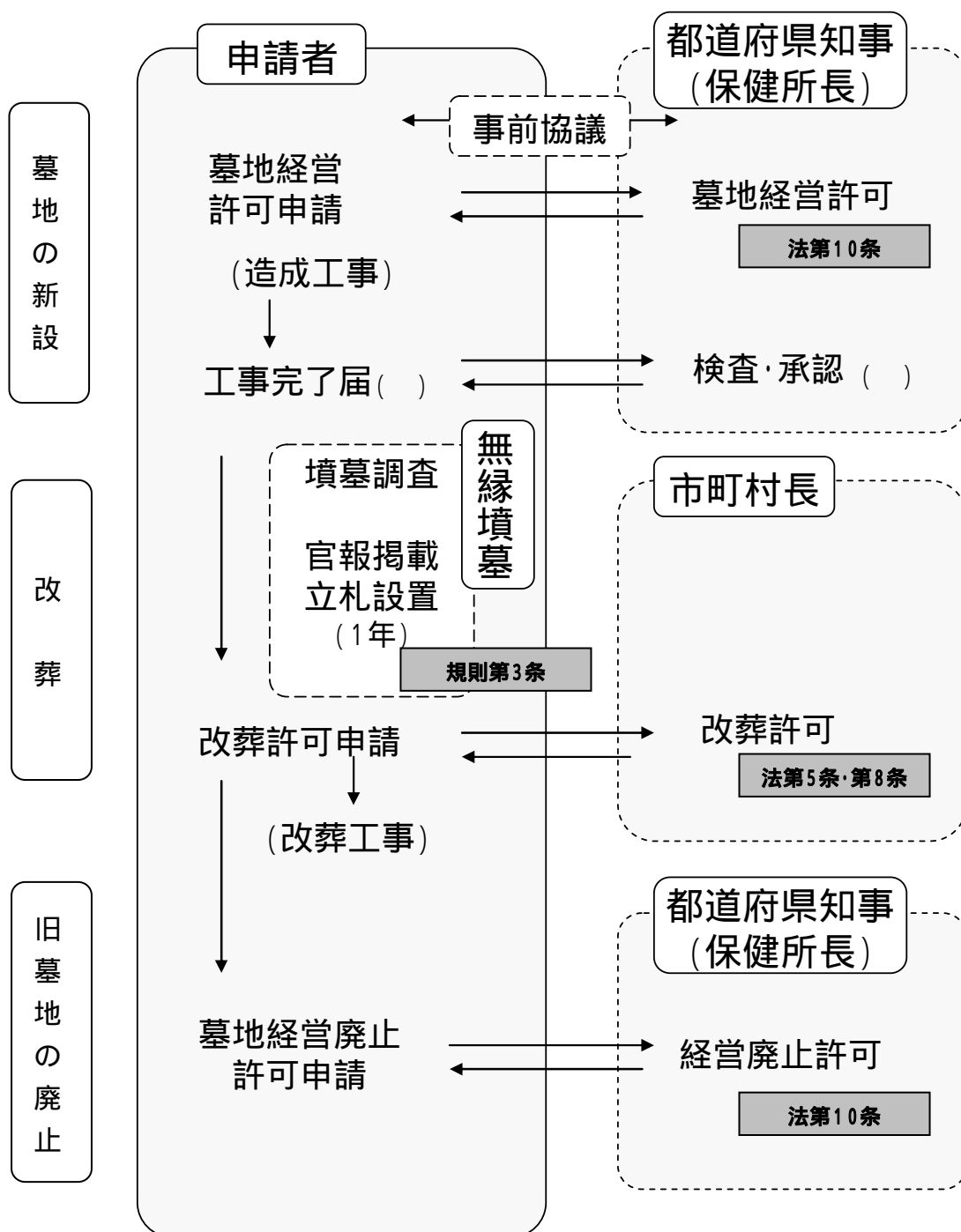
- ・ 改葬は、墓地使用者(納骨堂の場合は、焼骨収蔵委託者)又は、墓地使用者の同意を得た第3者が、死体又は焼骨の現に存する地の市町村長の許可を得て行う。
- ・ 墓地使用者以外の者が改葬の許可の申請を行う場合には、墓地使用者の権利の保護を図る観点から、墓地使用者の承諾書又はこれに対抗することのできる裁判の謄本の添付を義務付けている。

【各種手続きの申請者、許可権者】

手続き	墓地等の新設	旧墓地から新墓地等への改葬	旧墓地の廃止
必要な許可	経営許可	改葬許可	経営廃止許可
申請者	新墓地等の経営主体()	墓地使用者、又は墓地使用者の同意を得た第三者等(通常は都市開発事業者等)	旧墓地の経営主体
許可権者	都道府県知事	市町村長	都道府県知事

() 厚生労働省の通知(「墓地経営・管理の指針等について」(平成 12.12.6 生衛発第 1764 号)により、墓地の経営主体は、墓地の永続性及び非営利性の確保の観点から、地方公共団体が原則であり、これによりがたい場合であっても宗教法人、公益法人に限ることとされているが、最終的な判断は許可権者である都道府県知事が行うことになる。

< 墓地の移転手続き >



図のうち、工事完了届及び都道府県知事による検査・承認については、条例等により設けられていることがある手続きである。

< 墓地等の移転に係る墓地埋葬法の規定 >

〔埋葬・改葬の許可〕

第5条

埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

第8条

市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

施行規則第1条

市町村長の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、規定の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

施行規則第2条

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ・ 墓地使用者以外の者にとっては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本 等

〔無縁墳墓の改葬〕

施行規則第3条

死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂(以下「無縁墳墓等」)に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体又は焼骨の改葬の許可に係る申請書には、通常の改葬許可申請に必要な書類の他、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ・ 無縁墳墓等の写真及び位置図
- ・ 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかった旨を記載した書面
- ・ 上記に規定する官報の写し及び立札の写真 等

〔経営等の許可〕

第10条

墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

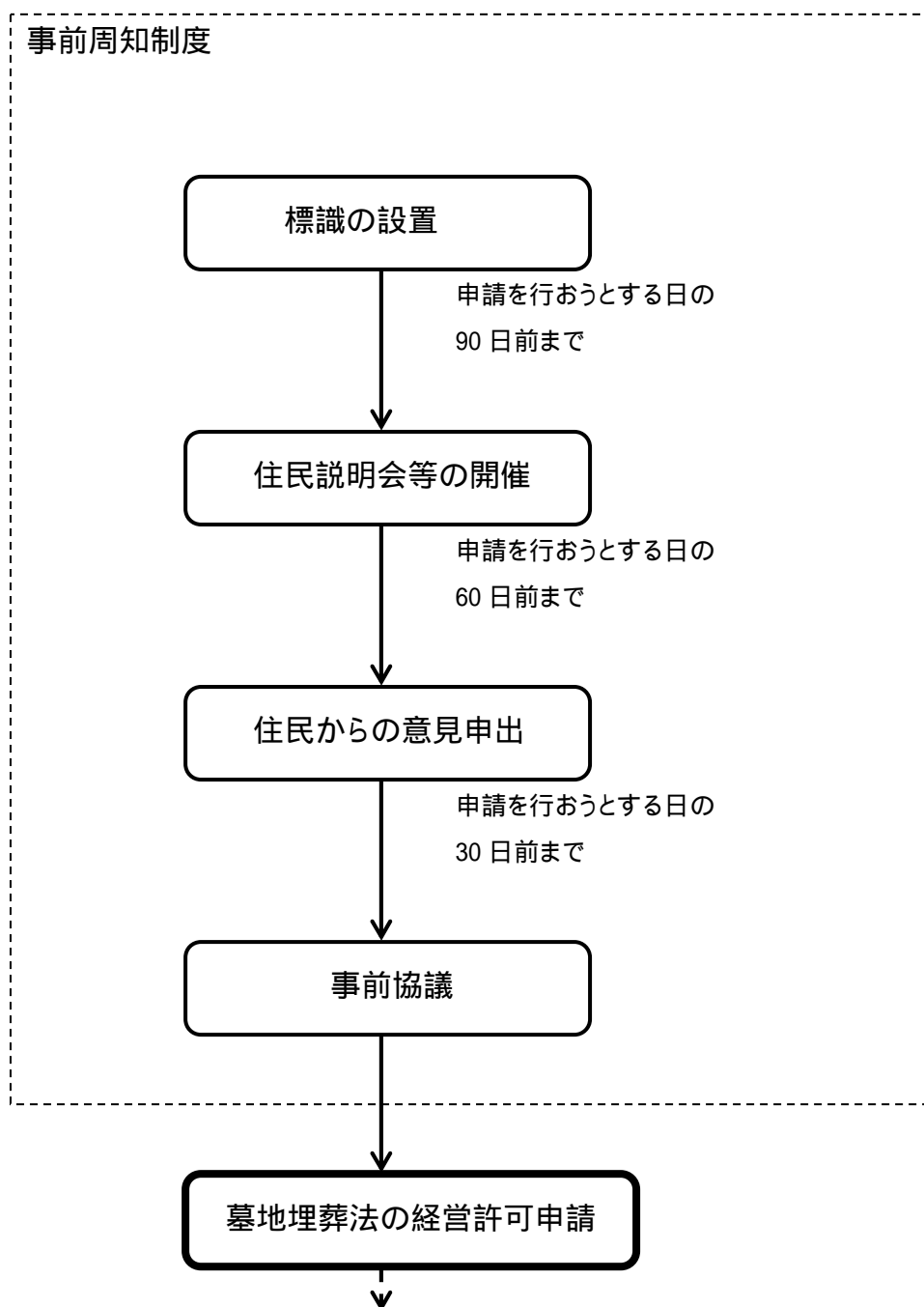
第11条

都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法第59条の認可又は承認をもって、前条の許可があつたものとみなす。

- 2 土地区画整理法の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとする。

地方公共団体の条例による経営許可の規定

墓地埋葬法上の手続きの他、地方公共団体の条例において、墓地等の新設に伴う周辺住民等とのトラブル防止のための制度が、規定されていることがある。例えば、東京都では、条例(墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和 59 年 12 月 20 日 条例第 125 号))により、以下のような事前周知制度が定められている。



(2) 墓地等の設置等に係る基準

- ・ 墓地埋葬法上は墓地等の設置条件や構造に係る基準は定められていないが、技術的助言(「墓地経営・管理の指針等について」(平成 12.12.6 生衛発第 1764 号)では、墓地の設置場所は、地域の実情に応じて学校、病院その他の公共施設、住宅、河川等との距離が一定以上あること、墓地の構造設備は、例えば、周囲に垣根を設ける、通路幅や墓地区画の面積を一定以上とするなど、良好な環境を保ち、利用者が気持ちよく利用できるよう一定の水準を満たしている必要があることとされている。
- ・ これを参考に、地方公共団体の条例により、墓地等の設置条件や構造に係る規定が定められていることがあり、例えば、東京都では、「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」により、以下の内容が規定されている。

	墓地	納骨堂
設置条件 (第6条・第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、自己所有地であること(第三者の権利設定なし) 地方公共団体が経営しようとする場合を除く ・ 河川・海・湖沼から墓地までの距離は20m以上 ・ 住宅・学校・保育所・病院・事務所・店舗等から墓地までの距離は100m以上 ・ ただし上記2項目は焼骨のみを埋蔵する墓地で保健所長が認めるものは適用なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内 ・ 地方公共団体と公益法人は除く
構造設備基準 (第7条・第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 境界には障壁又は密植した低木の垣根を設ける ・ アスファルト等堅固な材料で築造され、幅員が1m以上である通路を設けること ・ ごみ集積設備・給水設備・便所・管理事務所・駐車場の設置 ・ 緑地の設置 ・ 上記の施設や緑地の設置は、保健所長が認める場合、例外措置あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁・柱・はりその他主要な部分は耐火構造 ・ 床面はコンクリート・タイル・石等堅固な材料 ・ 納骨堂の設備は不燃材料(火気を使用しない場合、この限りではない) ・ 換気設備の設置(線香をたかない場合、この限りではない) ・ 出入口・窓への防火戸の設置 ・ 出入口・納骨装置は施錠ができる構造(納骨堂への立ち入りが管理者に限られるときには例外あり)

3 市街地再開発事業等における墓地等の移転に係る流れ

(1) 墓地等の移転に係る事業手法の考え方

- ・ ここまでで整理した墓地埋葬法上の手続きを踏まえ、市街地再開発事業を実施する際の事業手法の考え方を整理する。
- ・ 市街地再開発事業により墓地を移転する場合、施行区域外に移転する場合は、区域内の施設建築物の配置計画等において自由度が向上するなどの利点があるが、移転先となる墓地用地の確保や、区域外移転を嫌う墓地使用者の合意を得ることが困難となることも想定されることを勘案し、移転先を施行区域外にするか施行区域内にするかを総合的に判断する。

区域外の墓地等へ移転する場合

- ・ 従前の墓地を「施行区域外」の墓地等に移転する場合は、墓地使用者や墓地経営者に対する市街地再開発事業の補償手続き等により対応することとなる。

区域内の墓地へ移転する場合

- ・ 施行区域内に、寺院の境内や寺院に隣接して墓地があるような場合、墓地に隣接して管理所がある場合などは、墓地と寺院や管理所をあわせて移転することが必要になると考えられる。このため、施行区域内に墓地のみがある場合と区別して整理する。

施行区域内に墓地と寺院や管理所等がある場合

施行区域内に墓地のみがある場合

- ・ なお、施行区域内で墓地を整備する場合、墓地には永続性、安定性が求められていることから、墓地の土地は墓地経営者が単独で所有し、再開発ビル(寺院や管理所以外)の敷地の権利と分けて設定することが望ましいと考えられる。このため、土地の所有権または地上権を、墓地と再開発ビル(寺院や管理所以外)とで分けて設定することが一般的となると考えられる。

<参考>「墓地経営・管理の指針等について」

(平成 12.12.6 生衛発第 1764 号厚生省生活衛生局長通知)

- ・ 墓地に永続性が求められることにかんがみ、墓地予定地は自己所有

であることが原則とされるべきである。

- ・ 当該土地の所有権があっても、これに抵当権等の他の権利が付着している場合は、やはり安定的な墓地経営の障害になりうることから、墓地経営開始時期までにはそのような権利を消滅させ、その後も抵当権の設定を行わないことが必要である。

施行区域内に墓地と寺院や管理所等がある場合

- ・ この場合、再開発ビルとは別の敷地に、墓地と寺院や管理所等をあわせて整備することが望ましく、従前の墓地経営者の権利が、従後の寺院等を含めた土地・建物の権利へ移動することとなる。
- ・ 市街地再開発事業のみで整備する場合、以下の全ての権利変換の手法が適用できる。
 - 原則型
 - 全員同意型(110条型)
 - 地上権非設定型(111条型)
- ・ 原則型については、いわゆる照応の原則が適用(都市再開発法76条第2項)され、寺院と墓地の配置計画に一定の制約を受ける。一方、全員同意型、地上権非設定型(111条型)については、照応の原則が適用除外となるため、自由度の高い配置計画が可能となる。ただし、地上権非設定型(111条型)の場合には、都市再開発法第77条第2項前段の規定は適用されるので、従前の土地、建築物の位置、面積等と従後の位置、面積等を総合的に勘案して不均衡が生じないようにしなければならない。
- ・ いずれの権利変換手法においても、墓地埋葬法上原則として全ての墓地使用者が改葬を承諾していなければならないことに留意する必要がある(P32参照)。
- ・ また、周辺部での面的整備が必要な場合等は、市街地再開発事業と土地区画整理事業との一体的施行を行い、土地区画整理事業により、墓地等に係る権利を市街地再開発事業の施行区域外へ移動することも考えられる。

- ・ なお、寺院等も含め高度利用地区もしくは地区計画等に定められた制限(容積率の最低限度、建築面積の最低限度等)を満たす必要があることに留意する。ただし、一団地の総合的設計制度を活用すれば、高度利用地区等に定められた制限については、寺院と再開発ビルの敷地を一つの敷地とみなして適用することが可能である。

施行区域内に墓地のみがある場合

- ・ この場合には、建築物のない墓地のみの敷地を整備する必要があるので、市街地再開発事業と土地区画整理事業との一体的施行を行い、土地区画整理事業により、墓地に係る権利を市街地再開発事業の施行区域外へ移動する。

<その他> 納骨堂への移転

- ・ 従前が墓地である場合、納骨堂へ移転することは、墓地使用者の合意を得られにくいことが予想されるが、墓地等の移転先として市街地再開発事業により納骨堂を整備することも考えられる。
- ・ この場合、従前の墓地の権利が土地・建物の権利へ移動するので、原則型、全員同意型(110条型)、地上権非設定型(111条型)から、権利変換手法を選択することができる。
- ・ なお、建物の一部に墓石を設置し、他人の委託を受けて焼骨を収蔵する場合、外見は墓地でも、焼骨を埋蔵するものでなければ墓地に該当せず、墓地埋葬法上は納骨堂として扱われることに留意する。例えば、屋上に墓石を設置した場合、屋上にある納骨堂という扱いとなる(例:神戸市正覚寺)。
- ・ 市街地再開発事業により納骨堂を設置する場合は、「納骨堂の永続性」を確保するために、納骨堂を含む建物全てを納骨堂経営者の所有とすることが望ましい。
- ・ 納骨堂の経営許可の可否は、納骨堂の永続性・経営の安定性を見地から、所轄の地方公共団体で判断されるため、実務的には、移転墓地等計画を立案する初期の段階で、所轄の地方公共団体と協議を行い、経営許可の見通しを確認しておくことが望まれる。

< 墓地の移転に係る事業手法 >

墓地	墓地等と再開発ビルとの関係	想定される事業手法
<p>施行区域外の 墓地等へ移転</p>		<p>市街地再開発事業の補償 手続き等</p>
<p>施行区域内の 墓地へ移転</p>		
<p>施行区域内 に墓地と寺院 や管理所等が ある場合</p>		<p>(1)市街地再開発事業 原則型 全員同意型(110条型) 地上権非設定型(111 条型)</p>
		<p>(2)市街地再開発事業と土 地区画整理事業との一体的 施行</p>
<p>施行区域内 に墓地のみが ある場合</p>		<p>市街地再開発事業と土地 区画整理事業との一体的 施行</p>
<p>< その他 > 施行区域内の納 骨堂へ移転する 場合</p>		<p>市街地再開発事業 原則型 全員同意型(110条型) 地上権非設定型(111 条型)</p>

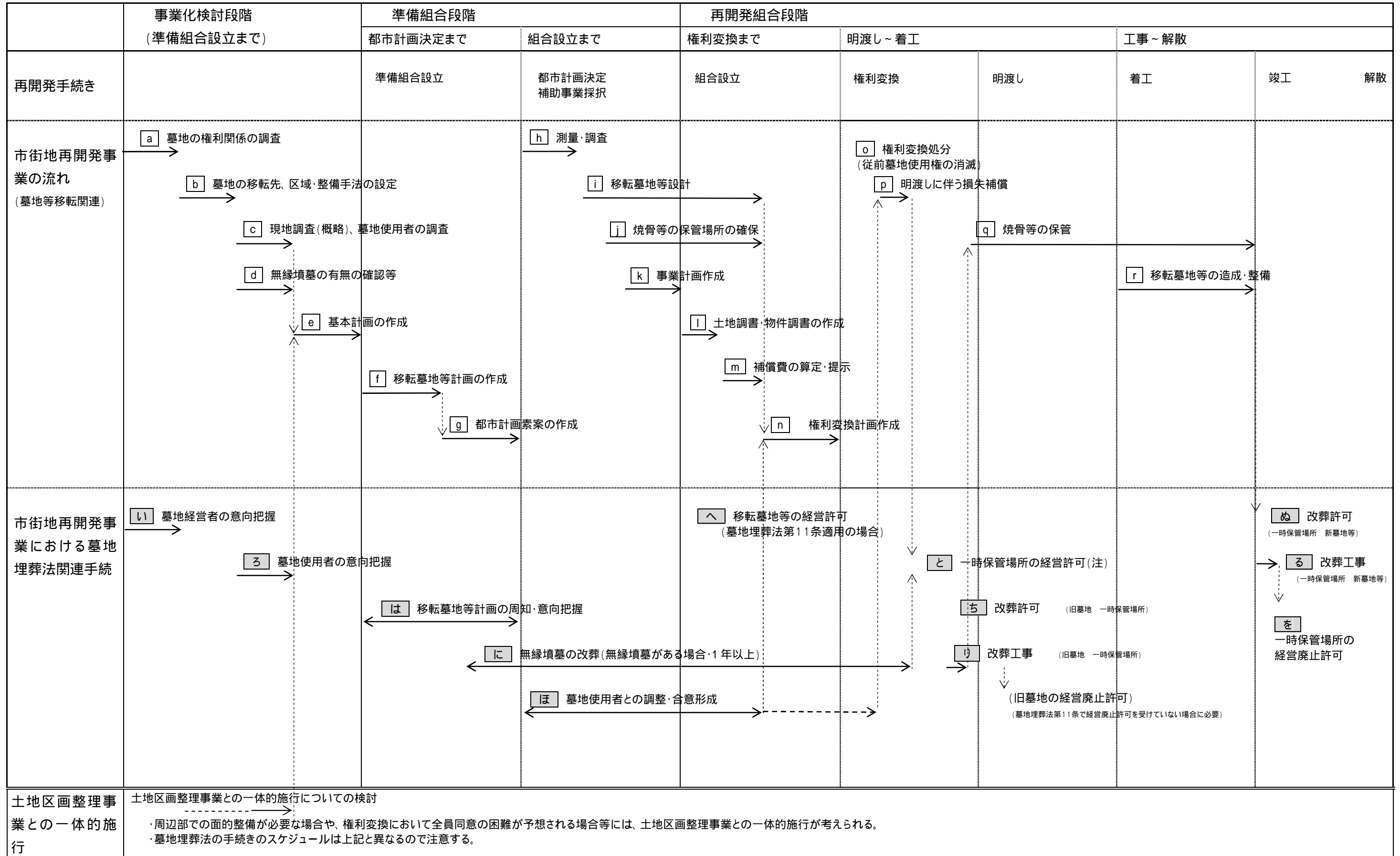
(参考) < 事業要件等 >

	市街地再開発事業 (第一種)	土地区画整理事業 ・市街地再開発事業の 一体的施行
施行者	・個人、組合、会社等が可能	・個人、組合、会社等が可能
前提となる 都市計画	・高度利用地区もしくは特定地区計画等の 都市計画決定 ・第一種市街地再開発事業の都市計画決 定(個人施行を除く)	・個人施行や組合施行、会社施行の土地 区画整理事業は、必ずしも都市計画決定を 必要としない ・市街地再開発事業に係るものは、左欄と 同じ
権利者同意 の条件 (事業認可)	{個人施行(施行認可)} ・宅地の所有者、借地権者、建物の所有者 及び借家権者の全員の同意 ・それ以外の権利者(墓地使用者含む)につ いては、同意を得られない場合、その理 由を知事が判断 {組合施行(設立認可)・会社施行(施行認 可)} ・宅地の所有者・借地権者の 2/3 以上の同 意	{土地区画整理事業} <個人施行(施行認可)> ・宅地の所有者、借地権者等の全員の同意 {組合施行(設立認可)・会社施行(施行認 可)} ・宅地の所有者・借地権者の 2/3 以上の同 意 {市街地再開発事業} ・左欄と同じ
(権利変換計 画認可・換 地計画認 可)	{個人施行} ・施行認可で同意の対象となった権利者全 員から、権利変換計画の同意 {組合施行} ・組合の総会の権利変換計画についての議 決 {会社施行} ・宅地の所有者・借地権者の 2/3 以上の権 利変換計画の同意	{個人施行} ・宅地の所有者、借地権者等の全員の換地 計画の同意 {組合施行} ・組合の総会等の換地計画の議決 {会社施行} ・宅地の所有者・借地権者の 2/3 以上の換 地計画の同意
	{110 条全員同意型} ・墓地使用者を含む関係権利者の全員の 同意	{市街地再開発事業区への換地の申出(区 画整理)} ・土地所有者・建物所有者は基本的に誰で も申出可能

(2) 市街地再開発事業における墓地等の移転に係る流れ

- ・ 以下の条件の下、市街地再開発事業のうち最も実績の多い第一種市街地再開発事業(組合施行)における墓地移転に係る流れを整理する(市街地再開発事業として施行するため、墓地埋葬法第11条のみなし規定が適用)。
 - 施行区域内に墓地の移転を行う
 - 従前の墓地と寺院が隣接して施行区域内にある
 - 工程上、焼骨等の一時保管が必要になるため、納骨堂の経営許可を受け、施行区域内に仮安置所を設置する
- ・ なお、土地区画整理事業との一体的施行において、第一種市街地再開発事業(組合施行)と異なった対応が必要な箇所については、補足的に説明を加える。
- ・ その他、条件が上記と異なり、別の対応が必要な箇所については、補足的に説明を加える。

< 市街地再開発事業等における墓地移転・整備に係る流れ (施行区域内にある墓地と寺院を、第一種市街地再開発事業(組合施行)で、区域内に移転するケースを想定、なお仮安置所の整備も行う) >



(注) 都道府県の判断により、墓地等の永続性・安定性の観点から、一時保管場所に対する納骨堂の経営許可は行わず、新たに整備する墓地等を移転先として改葬許可を行い、当該改葬の一時的な過程として一時保管場所への仮安置を認める場合もある(p25 「工事期間中の焼骨等の保管手続き」参照)

事業化検討段階

(市街地再開発事業の流れ)

a 墓地の権利関係の調査

- ・ 墓地の権利関係を明らかにするため、墓地経営者と土地所有者を調べる。
- ・ 宗教法人が経営するいわゆる寺院墓地では、寺院の住職に直接ヒアリング等を行い経営主体や土地所有者を把握することが有効と考えられる。
- ・ また、土地所有者は、登記簿でも確認する。通常、寺院墓地の場合、その墓地経営者(寺院)が土地所有者となっていることが多い。なお、墓地経営者と土地所有者が異なる例外的なケースもあるため、留意する必要がある。
- ・ 併行して、「い 墓地経営者の意向把握」も行う。

b 墓地の移転先、区域・整備手法の設定

- ・ 墓地経営者の現況や希望する条件を踏まえ、再開発の施設計画の合理性、事業性等を勘案し、墓地の移転先(施行区域外、施行区域内)を想定する。
- ・ 同時に、再開発事業の区域や事業手法(市街地再開発事業、土地区画整理事業との一体的施行)やその他の条件(土地の権利設定の考え方等)について検討を始める。
- ・ なお、墓地経営者の強硬な反対等、墓地の移転が非常に困難と考えられる場合には、再開発の区域から墓地を除外することについて検討を行うことも考えられる。

c 現地調査(概略)、墓地使用者の調査

- ・ 墓地内の墳墓の数や形態等についての概略の現地調査、墓地使用者(檀家等)等の把握を行う墓地使用者調査を行う。
- ・ 墓地使用者は、墓地経営者が管理している墓地台帳から確認することが可能である。ただし、墓地台帳は、墓地経営者により、管理状態が異なることに留意する必要がある。

- ・ なお、事業予定者がこの書類を閲覧できる規定はなく、また、個人情報を含むことから情報提供を拒否されることもあるので、その場合は墓地経営者に依頼して、必要な範囲について、墓地使用者の情報収集を行っていくこととなる。
- ・ また、並行して、「ろ 墓地使用者の意向把握」を行う。

d 無縁墳墓の有無の確認等

- ・ 墓地使用者の調査と併せて無縁墳墓の有無を確認する。
- ・ 無縁墳墓の改葬には、手続きも含めて1年以上かかり(「に」を参照)、スケジュールへの影響が大きいため、無縁墳墓が確認された場合は、市街地再開発事業のスケジュールに影響がないよう対処方法の検討を行う。

e 基本計画の作成

- ・ 墓地の移転先やその位置・規模・土地の権利設定の考え方、墓地使用者の状況、無縁墳墓の状況等を勘案し、再開発事業の区域や事業手法(市街地再開発事業、土地区画整理事業との一体的施行)を想定し、再開発事業の基本計画を作成する(土地区画整理事業との一体的施行の選択を検討する際には、次頁《土地区画整理事業との一体的施行についての検討》参照のこと)。

《墓地埋葬法関連手続きの流れ》

い 墓地経営者の意向把握

- ・ 墓地経営者の協力がないと、事業化が非常に困難となるため、できるだけ早い段階で、墓地経営者(寺院などの宗教法人等)から、市街地再開発事業への意向、希望する条件等を確認しておく。
- ・ なお、寺院墓地では、住職だけでは再開発の是非を判断できない(例えば、檀家総会、総本山の意向に基づく)ことも想定されるため、寺院の所属している組織の合意形成の方法を確認する。

ろ 墓地使用者の意向把握

- ・ 改葬許可の申請は、墓地使用者か、墓地使用者の承諾を得た墓地使用者以外の者が行うこととなるため、墓地使用者の意向についても、早い段階で把握する。
- ・ 意向把握の方法は、例えば檀家と寺院との関係等に配慮することが重要であるため、墓地経営者の助言の上で決めることが必要である。
- ・ 比較的規模の大きい墓地の場合は、墓地使用者への戸別訪問には大変な労力がかかるため、宗教法人等の墓地経営者に協力を依頼し、再開発や改葬についての勉強会や新しい墓地計画の説明会など、墓地使用者全員もしくは代表者が集まる場を設置し、アンケート等により墓地使用者の意向を把握する方法などが有効である。

（ 土地区画整理事業との一体的施行についての検討 ）

- ・ 周辺部での面的整備が必要な場合や、権利変換において全員同意の困難が予想される場合等においては、墓地を市街地再開発事業の施行区域外として敷地整序が可能な土地区画整理事業との一体施行が考えられる。
- ・ 市街地再開発事業の基本計画策定前までに土地区画整理事業との一体的施行を実施するか否かの方針を決定する。
- ・ 土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行に伴う手続きに注意するとともに、土地区画整理事業で墓地の移転を行うこととなるので、墓地埋葬法関連の手続きのスケジュールが本マニュアルで整理している市街地再開発事業単独で行う場合とは異なることに注意する。

準備組合段階

（市街地再開発事業の流れ）

f 移転墓地等計画の作成

- ・ 基本計画等を踏まえ、墓地経営者や墓地使用者の意向を反映させ、移転墓地等計画を作成する。

- ・ 移転場所、移転先の墓地の経営主体(通常、現在の墓地経営者が想定される)、移転墓地等の全体の規模、各区画の概ねの規模については、この段階で決めておくことが考えられる。
- ・ 計画を作成する際は、墓地使用者とも十分に調整することが必要であり、「は 移転墓地等計画の周知・意向把握」を併行して行う。

g 都市計画素案の作成

- ・ 移転墓地等計画を前提とした、施設計画や資金計画、スケジュール等を立案し、都市計画素案を作成する。
- ・ この段階では、都市計画に関して、所轄の地方公共団体や関係機関との協議を行うとともに、移転墓地等計画について、経営許可権者の都道府県、改葬許可権者の市町村との事前協議を行っておくことが必要となる。
 なお、地方公共団体によっては、経営許可権限が条例により市町村に委任されていたり、改葬許可の担当部署が戸籍担当部署や保健所等、異なることがあるので留意する必要がある。
- ・ さらに、一団地認定など建築基準法上の特例の活用を念頭において都市計画素案を作成する場合には、特定行政庁に事前協議を行っておくことが望ましい。
- ・ 無縁墳墓の改葬手続き(1年以上)や、移転墓地等設計について墓地使用者の合意形成に要する時間を勘案して、スケジュールを作成することが必要となる。

h 測量・調査

- ・ 市街地再開発事業で行う、現況測量や現況調査に併せて、現況の墳墓について調査を行い、現況図や墳墓概要調査票を作成する。
- ・ この調査は、墓地使用者に対する補償費算出のための基礎資料となる。

< 墳墓概要調査票 >

番号	所在地	所在地		管理者 の現住 所及び 氏名	名称	形状、寸 法、構造 等	単位	数量	備考
		現住所	氏名						

i 移転墓地等設計

- ・ 移転墓地等計画を踏まえ、墳墓の配置設計等を行う。設計にあたっては、各地方公共団体の墓地の設置に関する許可基準(構造設備等)を遵守する必要がある。
- ・ 墓地の移転先が施行区域内の場合、移転墓地等設計の内容を権利変換計画における実施設計に反映させることとなるが、墓地内の墳墓の配置設計等は墓地使用者との調整に最も時間を要するため、組合設立の準備段階から移転墓地等設計を実施することが考えられる。
- ・ なお、移転先に納骨堂を整備する場合には、地方公共団体の条例により、墓地とは異なる基準が定められていることがあるので、事前に地方公共団体に確認することが必要である。

j 焼骨等の保管場所の確保

- ・ 施行区域内に新墓地等を整備する場合、新墓地を先に整備することが望ましいが、これにより難しい場合は、一般に工事期間中に別の場所に焼骨や墓石等を保管しておく必要がある。また、施行区域外へ移転する場合でも、移転先の墓地等が工事中である等、直ちに受け入れができない状態のときには、焼骨等の一時的な保管が必要になる。
- ・ 一時的な保管とはいえ、異なる宗派の焼骨等を同じ場所に保管できないなどの問題が発生することが考えられるため、保管の方法については、墓地経営者、墓地使用者と調整しながら、検討していく必要がある。(下記「工事期間中の焼骨等の保管方法」参照)

- ・ また、一時保管についても、原則として市町村長への改葬手続きが必要になるため、所轄の地方公共団体と事前協議を行っておく必要がある。
- ・ なお、工事期間中の焼骨等の保管方法は、墓地使用者の合意形成にも影響を及ぼすなど、墓地の移転において重要な課題であるため、工事期間中の焼骨等の保管の必要がないような施設計画・工程を組むことが望ましい。

< 工事期間中の焼骨等の保管方法 >

工事期間中の焼骨等の保管場所の候補

- ・ 工事期間中の焼骨等の保管場所として、次の場所が考えられる。

近隣の墓地、寺院の境内

- ・ 近隣の墓地や寺院の境内に空間的な余裕がある場合、当該墓地経営者や寺院と協議を行い、仮安置所を設置する。
- ・ ただし、宗派の違いや従前の墓地から場所が離れてしまうこと等が、墓地使用者との合意形成上課題となることが考えられる。
- ・ 移転墓地等の経営者が、他地区でも墓地を経営している場合には、比較的円滑に当該墓地への仮安置の交渉に応じてくれる可能性がある。

施行区域内の土地で工事に影響の無い箇所

- ・ 再開発ビルや敷地、公共施設の工事に影響の無い区域内に、焼骨等の安置所を設ける。
- ・ 施行上の制約が生じるが、施行区域内での保管が可能であれば、従前の墓地からほとんど離れず保管できるため、比較的、墓地使用者との合意形成が図りやすいものと考えられる。

公営墓地の一時収蔵施設の活用

- ・ 地方公共団体が経営主体であるいわゆる公営墓地にある一時的な収蔵施設を活用する。
- ・ 従前の墓地から離れることとなるが、公営墓地は、交通の便の良い所に立地していることが多く、また、地方公共団体が経営主体であるという安心感もあることから、墓地使用者との合意形成が図りやすいものと考えられる。
- ・ 一時的な収蔵施設の有無や使用可能性については、各地方公共団体に問い合わせを行う。

個人保管

- ・ 墓地使用者が、個人で焼骨等を保管し、墓石等は施行者が別の場所に保管する。
- ・ 墓石だけであれば、参拝等を考慮する必要がないため、施行区域内でも比較的容易に保管が可能となる。
- ・ なお、個人での焼骨の保管は、納骨堂の定義である「他人の委託を受けて焼骨を収蔵する」ことにはあたらないため、個人宅へ焼骨を移す際には改葬手続きは必要ないが、最終的な改葬先への改葬許可が必要となることもあるため、事前に所轄の地方公共団体との協議が必要となる。

工事期間中の焼骨等の保管手続き

- ・ 墓地埋葬法上、埋葬した死体や埋蔵、収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移す行為は「改葬」にあたり、改葬許可が必要となるため、工事期間中に焼骨等を一時保管する目的で旧墓地から他の墓地や納骨堂へ移す際、及び、一時保管場所から新たに整備する墓地等へ焼骨を移す際には、原則としてそれぞれ改葬許可が必要となる。
- ・ また、一時保管場所として仮安置所を新規に整備する場合は、納骨堂の経営許可が必要となることに加え、仮安置所から最終移転先に焼骨等を移し、必要のなくなった仮安置所の使用を終える際に、納骨堂の経営廃止許可が必要となる。
- ・ 一方、墓地埋葬法の運用上「単に、墳墓へ埋蔵する以前における一時的な措置として、寺院の一隅に、焼骨を安置する等のごときは納骨堂として別段の許可を

有しないこと」(昭和 23.9.13 厚生省発衛第 9 号)とされていることから、市街地再開発事業等にあたり、移転先の墓地や納骨堂が整備されるまでの間に一時的に焼骨等を保管する仮安置所は、その態様や期間により、納骨堂としての経営許可を必要としない場合も考えられる。

- ・ この場合、旧墓地から、最終的な移転先である新墓地等を改葬先として、新墓地等の整備が終わった段階で、申請書に、旧墓地等の管理者の作成した埋葬や収蔵等の事実を証する書面を添付し、改葬手続きを行うこととなる。
- ・ なお、経営許可を必要とするか否かについては、具体的な事例に応じて地方公共団体が判断することになるので、あらかじめ、所轄の地方公共団体と十分な事前協議を行うことが必要である。

k 事業計画作成

- ・ 施行区域内に移転墓地等を設ける場合、事業計画における基本設計に移転墓地等計画を反映させる。
- ・ 上記基本設計や墓地の移転等で見込まれる補償費、移転墓地等の整備費等を勘案し、事業計画における資金計画を作成する。

(墓地埋葬法関連手続きの流れ)

は 移転墓地等計画の周知・意向把握

- ・ 墓地経営者、墓地使用者の意向を踏まえて移転墓地等計画を作成し、個別面談や委員会等、地区の実情に合った方法によって墓地使用者と調整しながら、墓地使用者の理解を得る。
- ・ 墓地使用者には、原則として、改葬申請の段階で承諾を得る必要があるため、この段階から十分な理解を得ておくことが考えられる。

に 無縁墳墓の改葬

- ・ 無縁墳墓の改葬を行うには、改葬許可の申請までに、死亡者の縁故者や墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に立て札を1年間掲示して、公告を行い、期間中に申し出がなかった旨を確認することとされている。

- ・ 法定の市街地再開発事業であれば、都市計画決定の準備～明渡しまで、2年以上かかるのが通常であり、早期から無縁墳墓の改葬の手続きを開始すれば、市街地再開発事業のスケジュールに影響を及ぼすことなく対処可能である。
- ・ 無縁墳墓については、墓地経営者に依頼し、官報掲載や立て札の設置等、改葬の手続きを行ってもらうことが考えられる。このため、墓地経営者と早期に協力関係を築いておくことが重要である。
- ・ 無縁墳墓の改葬先は、明渡し時に再度改葬が必要とならない場所(例：区域外)とすることが考えられる。

ほ 墓地使用者との調整・合意形成

- ・ 墓地使用者と、「i 移転墓地等設計」・「j 焼骨等の保管場所の確保」・「m 補償費の算定・提示」について、十分な合意形成を行うことが必要である。
- ・ 移転墓地等設計は、墓地使用者の意見を十分に反映させ、権利変換の前提となる実施設計を始める時期までに合意形成を図ることが考えられる。
- ・ 工事期間中に焼骨等を一時保管する必要がある場合には、権利変換計画の作成までに、焼骨等を保管する場所について墓地使用者に理解を得ておくことが考えられるが、最低でも、明渡しに伴う損失補償を行う時期までに、墓地使用者の納得の上で安置所を確保することが必要である。
- ・ 墓地使用者に支払う補償費のうち、墓地使用権を失うことに対する補償(都市再開発法第91条補償)は、権利変換期日まで、また、明渡しに伴う損失補償(都市再開発法第97条補償)は、原則的に、明渡し日までに支払う必要があるため、それまでに墓地使用者と合意するよう協議を行う。
- ・ 効率よく合意形成を図るためには、墓地経営者の協力を得て、墓地使用者による検討委員会を設立し、協議を行うことも考えられる。

へ 移転墓地等の経営許可

< 施行区域外に墓地等を移転する場合 >

- ・ 施行区域外に墓地等を移転する場合、市街地再開発事業に先行して移転先の墓地の整備にとりかかれることから、明渡し期日までに、移転先の墓地等を整備し経営許可を受けることができれば、市街地再開発事業の工事期間中に焼骨等を一時保管する必要はなく、従前墓地から移転先の墓地へと改葬することができ最も効率的である。
- ・ なお、施行区域外に墓地等を新設する場合は、墓地埋葬法第11条のみなし規定が適用されず、経営許可が必要となる。

< 施行区域内に墓地等を新設して移転する場合 >

- ・ 施行区域内に新設する墓地等に移転する場合、墓地埋葬法第11条により、事業計画で墓地等を位置づけ、事業計画の認可を得ることで、移転先の墓地等の経営許可(旧墓地の経営廃止許可を含む)を得たとみなされる。
 - 1) 都市計画事業として施行する市街地再開発事業は、組合設立認可(事業認可)により、移転先の墓地の経営許可を受けたとみなされる(墓地埋葬法第11条1項)。
 - 2) 土地区画整理事業では、都市計画事業として実施した場合も(墓地埋葬法第11条1項)、都市計画事業として実施しない場合でも(同条2項)、事業計画の認可により、移転先の墓地の経営許可を受けたとみなされる。
- ・ なお、墓地埋葬法第11条のみなし経営許可を得ることにより、自治体の条例で定められている手続きが簡素化される場合もある。(例えば東京都の場合、条例に規定する事前周知制度(第16条(標識の設置等)、第17条(説明会の開催等)、第18条(事前協議の指導))の適用を受けない)
- ・ ただし、当該事業の計画の設計図に、新設する墓地等の位置や形状等について表示されていない場合等は、墓地埋葬法第11条のみなし規定は適用されないため、注意が必要である。この場合、条例で定められる手続きの簡素化についても、同様に適用されなくなる。

< 施行区域内に納骨堂を新設して移転する場合 >

- ・ 墓地埋葬法第11条は、「墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止」(第1項)、「墓地の新設、変更又は廃止」(第2項)となっており、墓地と火葬場に限定されているため、納骨堂の整備を、市街地再開発事業等の都市計画事業により実施したとし

ても、墓地埋葬法第11条のみなし経営許可規定が適用されないことに留意する必要がある。

- ・ また、墓地埋葬法第11条のみなし経営許可を得ることにより、地方公共団体の条例に基づく手続きが簡素化される場合もあるが、納骨堂の場合はのみなし規定が適用されないため、これらの手続きについても必要となる。例えば、東京都の場合、事前周知制度が適用され、標識の設置等(墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例 第16条)、説明会の開催等(同条例 第17条)、事前協議の指導(同条例 第18条)が必要となると考えられる。地方公共団体に事前に協議を行い、条例に基づくこうした手続きが必要かどうか、確認することが必要である。

再開発組合段階（権利変換まで）

〈市街地再開発事業の流れ〉

l 土地調書・物件調書の作成

- ・ 現況測量や現況調査の結果から、土地調書、物件調書を作成する。
- ・ 墓地使用者の権利に関しては、土地調書に墓地使用权として記載し、物件調書に墳墓等と記載する。
- ・ 土地調書、物権調書の作成手続きでは、基本的に、施行者が関係者(墓地使用者を含む)を立ち合わせ、土地調書、物権調書に署名・押印する。

m 補償費の算定・提示

- ・ 土地調書、物件調書を基に、都市再開発法第91条に基づく墓地使用权を失うことに対する補償金を、また同法第97条に基づく改葬や祭祀料に係る明渡しに伴う損失に対する補償金をそれぞれ算定し、墓地使用者へ提示する。

n 権利変換計画作成

- ・ 移転墓地等設計を条件とした実施設計や墓地等に係る補償費等を前提として、権利変換計画を作成する。

o 権利変換処分(従前墓地使用权の消滅)

- ・ 市街地再開発事業では、権利変換計画に基づき、権利変換期日において、権利変換処分がなされ、従前の権利については、所有権、借地権、借家権、登記に係る担保権を除き、土地に係る権利は消滅することになる(都市再開発法第87条)。そのため、権利変換処分により、権利変換期日に墓地使用权も消滅する。
- ・ 施行者は、権利変換期日までに、墓地使用者に対し、墓地使用权の消滅の対価としての補償(都市再開発法第91条)を行う必要がある。
- ・ 墓地使用者は、移転先の墓地等と改めて契約し、新しい墓地等の使用权を取得することになる。移転先の墓地等の経営者が従前の墓地と同じ経営者であっても同様に改めて契約を行う。
- ・ このとき、墓地使用者が支払う新たな墓地等使用权の設定に要する費用(例 永代使用料)は、概ね91条補償で賄われることとなる。(91条補償の価格は、近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等(例 永代使用料の価格)を考慮して定めることとされている)。
- ・ なお、従前資産評価において、墓地等の土地所有者の土地評価額は、近傍類似の土地の評価額を考慮した価格から、墓地使用者に支払われる91条補償の価格を減じた額となる。

p 明渡しに伴う損失補償

- ・ 市街地再開発事業では、施行者は、明渡し期日までに、施行者が明渡しを求める土地の占有者及び物件に関し権利を有する者に対して、土地や物件の引渡し又は物件の移転により通常受ける損失を補償(都市再開発法第97条)することとされている。
- ・ そのため、墓地使用者に対しても、明渡し期日までに、改葬に伴う費用(祭祀や移転、保管等)について補償金を支払うことが必要となる。
- ・ なお、明渡しから着工までの工程を遅滞無く進めるためには、明渡し期日に従前墓地の改葬工事(焼骨の運び出し)が終了していることが望ましい。改葬許可の手続きや改葬工事に必要な日数を計算し、必要な日にちまでに墓地使用者から改葬の同意を受けられるよう、墓地使用者との調整がついた後速やかに損失補償の支払いを行うことが必要となる。

q 焼骨等の保管

- ・ 明渡し後、移転先の墓地等の整備が完成するまで、前もって確保した仮安置所で、焼骨等を安置する。

r 移転墓地等の造成・整備

- ・ 移転墓地等の造成・整備を行う。

(墓地埋葬法関連手続きの流れ)

と 一時保管場所の経営許可

- ・ 工事中に焼骨等を一時保管するために仮安置所等を整備する場合、墓地埋葬法に基づき仮安置所等の経営許可を受ける。
- ・ 仮安置所等は、墓地埋葬法上「納骨堂」となるため、墓地埋葬法第11条のみなし規定が適用されないことに留意する。
- ・ このとき、墓地埋葬法の運用上、墓地や納骨堂の経営主体は、地方公共団体、宗教法人、公益法人に限られていることから、仮安置所等の経営許可は従前の墓地の経営者が申請することとなる。
- ・ また、墓地等の設置に係る地方公共団体の条例の適用を受けるか否かは、地方公共団体に確認することが必要となる。
- ・ なお、都道府県の判断により、墓地等の永続性等の観点から、仮安置所等に対する納骨堂の経営許可を認めない一方、移転先の墓地等を改葬先として、改葬手続きを行い、当該改葬の一時的な過程として、移転先の墓地等の区域に設置される仮安置所等での焼骨等の一時保管を認める場合もある(前述の「 工事期間中の焼骨等の保管方法」参照)。

ち 改葬許可 (旧墓地 一時保管場所)

- ・ 改葬許可手続きを行う際には、墓地使用者と再開発事業施行者(=墓地使用者以外の者)のどちらかが改葬許可申請を行うこととなる。
 - 1) 墓地使用者が改葬手続きを行う場合
墓地使用者が改葬許可申請書を作成し、申請する。改葬に伴って必要な祭祀料等の費用については、施行者が墓地使用者に対し損失補償費とし

て支払うこととなる。手続き事務の円滑化を図るため、施行者が事務作業を代行することが有効であると考えられる。

2) 施行者が改葬手続きを行う場合

施行者(=墓地使用者以外の者)が改葬許可申請を行う際には、原則、墓地使用者の承諾を得ることが必要である。

なお、施行者が自ら改葬を行うこととなるため、墓地改葬費用分の補償費を墓地使用者に対して支払う必要がなくなる。補償費の額が減ることについて、墓地使用者に十分説明することが必要である。

< 改葬にあたっての墓地使用者の承諾 >

- ・ 墓地を含む区域における市街地再開発事業で、権利変換が行われると、権利変換期日に墓地使用权は消滅することになる(墓石等の物権は引き続き各墓地使用者に残る)。
- ・ しかしながら、墓地埋葬法の規定により、墓地使用者等が市町村から改葬許可を得ない限り、施行者が整地のための遺骨や墓石の撤去を行うことはできない(工事に支障の無い場所に移動させることもできない)。
- ・ 改葬手続き(改葬許可の申請書の提出)は、各墓地使用者が行うことが一般的であるが、墓地使用者ではない事業の施行者が行う場合は、原則、墓地使用者の承諾書が必要とされる(墓地埋葬法施行規則第5条第2項二)。
- ・ 墓地使用者の承諾書が得られない場合、墓地使用者に対抗できる裁判の謄本(明渡しについての民事訴訟の判決等の書面)を添付することにより、改葬許可の申請が可能である(墓地埋葬法施行規則第5条第2項二)。

り 改葬工事 (旧墓地 一時保管場所)

- ・ 墓地使用者が改葬許可申請を行った場合、改葬許可を得た後、明け渡し期日までに、基本的に墓地使用者が、明渡しに伴う補償を元手に、それぞれ改葬工事を行う(仮安置所等へ)。
- ・ 墓地使用者が共同で改葬工事の業者へ発注することにより、委託費を削減することが可能であり、施行者が事務的に協力することも考えられる。
- ・ なお、墓地使用者の承諾を得て、事業施行者が改葬許可申請を行った場

合、施行者自ら改葬工事を行うこととなる。

(旧墓地の経営廃止許可)

- ・ 都市計画事業として施行する場合、墓地埋葬法第11条に基づき、事業計画の認可をもって、旧墓地の経営廃止許可を得たとみなされるため、この段階での手続きは必要とならない。

ぬ 改葬許可 (一時保管場所 新墓地等)

- ・ 移転先の墓地の整備後、焼骨等を一時的に保管していた場所から、移転先となる新たな墓地等へ、改葬許可手続きを行う。
- ・ 「ち 改葬許可 」と同様、改葬許可手続きは、墓地使用者と再開発事業施行者(=墓地使用者以外の者)のどちらかが行うこととなる。

る 改葬工事 (一時保管場所 新墓地等)

- ・ 一時保管場所から、新たに整備した移転墓地等へ、改葬工事を行う。
- ・ 「り 改装工事 」と同様、改葬許可申請者が改葬工事を行うこととなる。

を 一時保管場所の経営廃止許可

- ・ 一時保管場所から、新たに整備した移転墓地等への改葬工事の終了後、一時保管場所の経営廃止許可手続きを行う。